

▼ 土地 国から示された地価公示価額

▼ 固定資産の評価方法

固定資産税を納める人
原則として、固定資産の所有者です。その人を納税義務者と言います。

固定資産税の税率
税率は1・4%（標準税率）と

固定資産税の計算方法
課税標準額は、固定資産の価格（評価額）と本来同じとされていますが、課税標準の特例措置や負担調整措置の適用があるときは、異なる場合があります。

固定資産税は1月1日現在の固定資産所有者に課税

固定資産税つてどのような税なの？
毎年1月1日現在において、市内の土地や家屋、償却資産といった固定資産の所有者に課税される地方税です。

固定資産税を納める人
原則として、固定資産の所有者です。その人を納税義務者と言います。

固定資産税の税率
税率は1・4%（標準税率）と

固定資産税の計算方法
課税標準額は、固定資産の価格（評価額）と本来同じとされていますが、課税標準の特例措置や負担調整措置の適用があるときは、異なる場合があります。

税金

固定資産税つてどのような税なの？

問い合わせ 税務室 加藤 ☎ (23) 0035

自治

シリーズ自治基本条例 第7回 自治基本条例（仮称）の大きな柱③協働で担うまちづくり

問い合わせ 協働推進室 瀧井 ☎ (23) 0053

応募内容 牧之原市内の自然景観や都市景観、歴史景観

応募方法 ④ツクリ（254mm×305mm）サイズにプリントして提出。フィルムで撮影した場合はネガの提出、デジタルカメラで撮影した場合は画像データのCDでの提出も必要です。画像形式はJPEG。

- ・都市住宅室と棟原総合窓口室にある応募用紙に必要事項を記入の上、写真と撮影場所の地図を添えて提出。
- ・建築基準法、都市計画法などに違反するものが写り込んだ写真は、対象から除かせていただきます。
- ・提出されたものは返却しません。
- ・応募作品（入賞作品含む）の著作権は撮影者に帰属します。

注意事項 ① 牧之原市は応募作品を無償で使用する権利を有します。
② 今後、景観に関する計画や広報紙などで使用します。

市景観づくり市民会議の代表者で審査されます。

平成23年1月11日㈭～平成23年2月21日㈪

▶ 景観賞 1点 ▶ 準景観賞 3点

*副賞として、賞状と記念品が進呈されます。

発表 入賞者には3月末に直接連絡します。
市ホームページでも掲載予定。

応募先 まきのはら景観写真募集事務局（都市住宅室）
〒421-0592 相良275番地

景観

まきのはら景観写真を募集 見過ごこしがちな素晴らしい景観をみんなに知らせよう

問い合わせ 都市住宅室 戸塚 ☎ (53) 2633

昨年11月、牧之原市は景観行政団体に移行し、今後、景観の保全や新たな景観づくりを積極的に進めることになりました。市内には、先人が開拓した県内外に誇れる牧ノ原大茶園が広がり、海岸など豊かな自然もあります。

さらに、昔ながらの街角、恵まれた地形による富士山の眺望など多くの景観資源があります。そこで市民の人々が景観への意識を高め、関心を持つもらうために、まきのはら景観写真を募集します。

相談

困ったときは相談してください

問い合わせ 市民相談センター ☎ (23) 0088

市民相談センターには、毎日さまざまな相談が寄せられています。困ったときには独りで悩まずに相談してください。

困ったときには独りで悩まずに相談してください。

相談してあきらめないでください。が業者に届くと、業者からの取り立ては止まります。

解決策はありますので、独りで悩まずに相談してください。

おらず支払う必要はありません。非常に高額なので解約面が出た。

アドバイス インターネットで無料と記載されていたアダルトサイトをクリックしたところ、3日以内に2万5千円を支払うようにという請求画面が出了。

アドバイス 契約は、消費者からの申し込みの意思表示と、これに対する事業者の承諾が合致して成立します。インターネット上の契約も同じです。そのような手続きが行われていない場合は、契約は成立しておらず支払う必要はありません。

アドバイス 心配な場合は相談ください。

相談1 インターネットで無料と記載された日から8日以内であれば、お金を聞かされ、3年分の契約をしました。冷静になつて考えてみたら、非常に高額なので解約したい。

相談2 消費者金融など数社に数百万円の借金がある。今では自転車操業になつてしまつた。

相談3 借務整理という方法があります。弁護士や司法書士からの受任通知



市民相談センターの場所や相談できる内容については、本紙17頁を参照してください。

自治

シリーズ自治基本条例 第7回 自治基本条例（仮称）の大きな柱③協働で担うまちづくり

問い合わせ 協働推進室 瀧井 ☎ (23) 0053

現代社会は、ライフスタイルや価値観が変化し、行政に対する要望も多様化、複雑化しています。地方自治体では、少子高齢化や経済不況、財政難などといった多くの課題を抱えています。このような中で、市民が「暮らしやすい」と感じるまちづくりには、協働によるまちづくりが大切になります。

協働とは 一つの課題を解決しようとするときに、市民だけでは解決できない問題があります。その反対に、行政だけでは解決できない問題もあります。

協働とは そのような場合に、お互いに不足していることを補い合い、共に協力して解決に向けた取り組みを行なうということです。協働によって、行政だけではなく、市民と行政が一緒に活動することができます。

まちづくりは「絆」づくり また、市民と行政が一緒に活動することが効率良く、より良いサービスを提供できたり、行政が行なうよりも自治会や市民活動団体などが対応したりすることが市民の高い満足度を得られたりするという場合もあります。

人を支えるという役割を行政だけが担うのではなく、全ての人に

訪問販売などで契約書を受け取った日から8日以内であれば、お金を聞かされ、3年分の契約をしました。冷静になつて考えてみたら、非常に高額なので解約したい。

訪問販売などで契約書を受け取った日から8日以内であれば、お金を聞かされ、3年分の契約をしました。冷静になつて考えてみたら、非常に高額なので解約したい。

訪問販売などで契約書を受け取った日から8日以内であれば、お金を聞かされ、3年分の契約をしました。冷静になつて考えてみたら、非常に高額なので解約したい。